

# 反障害通信

19. 4. 18

78号

## 差別の総体的、根源的とらえ返しを

ここのところ他者と衝突しています。

厳密に言うと、全面的に衝突しそうになって、回避してしまっているのですが。

簡単な指摘だけして、こじれると運動によくない影響をもたらすと、全面的にきちんと展開しないで引いたり、距離をおくことになったりしています。

何のことか分からない抽象的な話になっています、にしています。

ひとつだけ、具体的な話を、もっともぼかして書くのですが、関西の地方自治体の首長がパワハラ発言をして辞任したのですが、自分の辞任に伴う直後の選挙で立候補して当選しました。で、それを SNS 上で擁護しているひとがいました。そのひとは、「差別に関わること」で運動につながっているひとなのです。そういうひとが、パワハラをしたひとを擁護するということで、自分の関わっている運動がどう見られるということを考えていないようです。また、そもそも自分の立場で、ちゃんとハラスメントに関する認識をもってしかるべき職業についているひとなのです。

さて、反省したということで立候補したひとも、それからその擁護をしたひとも、そもそもハラスメントということを現代的にも理解しているとは思えないのです。前者はその反省のひとつとして、自分の暴言を自分の生まれ育ったところの精神風土の問題から演繹しようとしています。「言葉があらい」という問題とハラスメントは違うということさえも、とらえ返していません。後者のひとはそもそもハラスメントではないとまで言い出す始末です。ですが、暴言とは認めています。暴力的なことばを暴言といいます。暴力はひとを傷つける、言葉の暴力もひとを傷つけるからいけないとされるのです。その根本的なことがわかっていないのです。どちらのひとも反省すれば、それですむと思っているようです。いわゆる、「とりかえしのつかない事態」が起きることを考えていません。わたしはハラスメント、強い叱責という中で、自死した事件を二件知っています。そもそもここ数年子どもたちがハラスメントの中で自死していくニュースが繰り返されていることをどうとらえているのでしょうか？ そこまで至るのは氷山の一角です。立証されなければ、罪にならないければいいという話なのではないでしょうか？ 前者の首長はそもそも差別ということを問題にできているひとかどうかは分かりません。後者の擁護したひとは、少なくともひとつの差別を問題にしてきたひとはずだとわたしは思っています。自分が関わっている活動が「差別」に関わることという認識が、そもそもないのでしょうか？

さて、ここのところひとと話をしていて、他の差別の問題がとらえられないというようなことがたびたび起きています。というより、差別を総体的にとらえているひとの方が極めてまれなのです。勿論、こんなことを書いているわたしも、個々の差別を十全にとらえているかといえば、そんなことはできえないという認識から出発していて、むしろわたし

は、根が差別的であるという自覚をもっていて、その深層心理的なことでの差別的な心の動きに、恐れおののきながら自問自答し、自らの差別性を克服しようとしているという態です。

この話は、今回の読書メモの話にもリンクしていきます。榊原さんという新鋭の学者には、差別を排除の問題に切り詰めていて、抑圧型の差別をとらえ損なっています。今回この文の冒頭に書いたハラスメントの問題がとらえられなくなります。立岩さんが今回取り上げて本では、文字通り生きがたさを抱えさせられている「難病者」の問題なのですが、そこにとどまらず、すべての「障害者」が、みずからの問題を他の「障害者」の問題も含めた総体的なところからとらえ返すということになかなか進みえません。そもそも、「福祉」と名付けられたこと総体を根源的にとらえかえしていくことが、今、必要になっているのだと思います。それは単に障害問題だけでなく、というより、そもそも障害概念をひろげたところでの総体的、根源的とらえ返しにまで進まざるをえないとも考えています。

(み)

(「反差別原論」への断章(7)」としても)

## HP 更新通知・掲載予定・ブログのこと

- ◆「反障害通信 78号」アップ(19/4/18)
- ◆ホームページ→「Ⅲ.文書」→A.反障害関係文書→『反障害原論』の補説的断章「への草稿群」→[「障害の社医学モデルと「社会モデル」の統合という錯誤」](#)をアップしました。
- ◆ホームページの大幅な更新作業に入っています。5月ころには、見やすくなったものにします。

## 読書メモ

前回の『福祉労働』のまとめ読みを終えて、歴史の集中学習に入る予定でいたのですが、昨年末に立岩さんが2冊の本を出しました。で、それは歴史学習の後に回すつもりでいたのですが、それがかなり結节点的内容だということで、急遽、先に読んでおこうと挟みました。そこから、その本で紹介されている榊原さんの本、さらにその書評を『障害学研究14』に立岩さんが書いていて、それへ榊原さんがリプライしているとのこと、で、結局、それらの論攷も読みました。で、今回の読書メモは、そのオンパレードです。

で、この間読書メモの掲載が次号遅れになっています。もうすでに、歴史研究に入っています。そして、ほんとはそこに集中することなのですが。結局障害問題の学習を平行させることにしました。まずは、障害学会の定期総会の報告が載せられている機関誌的な『障害学研究』のまとめ読みを平行させます。9までは発刊に合わせて読み、読書メモを残していたのですが、障害学批判ということに踏み込む中で、何か障害学会の行方がおかしいという思いもわいていて、積ん読にできてしまっていました。『福祉労働』のまとめ読みをしていて、情報をきちんと収集していく、批判的な意味でもきちんと読み込んでいかなくてはと、歴史学習と平行した学習にしていきます。

・立岩真也『不如意の身体 一病障害とある社会一』青土社 2019

立岩さんの二冊の本が2018年の年末に出されました。立岩さんの学のテーマの軸に、「障害者」の存在を否定するような論攷を批判するということと、「障害者運動」の歴史―「障害者」の生をとらえ返すということがあり、この本が前者、もう一冊の『病者障害者の戦後』が、後者にあたります。そして立岩理論のメルクマールとなる本だと著者も力を入れ、読む方も力の入る論攷になっています

立岩さんには、障害学会の前身ともいえるべき障害学研究会のころから、わたしの論考と重なることがあり、留意していて、研究会の発表者として来られたときには、質問というか、疑問をぶつけたりしていました。そして、その大著『私的所有論』へ対話を求めて文を書き、それを双方のホームページに掲載しています。何度か、本の文献表の中に、わたしの本や文を含めてもらい、簡単なコメントをもらっています。ただ、話はかみ合いません。立岩理論には、二つの前提があります。一つは、「市場経済はなくなる」ということ、それで現行の資本主義社会を前提にして、論を進めるとなっています。もう一つは、「障害の定義をしない」ということです。

ですが、前者はそもそも市場経済の論理の批判が入っていて、市場経済を踏み外す議論もしていますし、後者はこの本の中にも出てくるのですが、「社会モデル」に論及していて「障害の定義をしない」ということになるのかという疑問がでできます。

このような話は、他の差別の問題でも同じように出ています。マルクス主義フェミニズムの外国文献の紹介者でもあり、自身もマルクス主義フェミニズムの論攷を展開し、日本におけるフェミニズムの旗手とまで称されていた上野千鶴子さんが「市場経済はなくなる」という話を始めていることにも通じます。もっとも、上野さんはマルクス主義フェミニズムの論攷を展開しているときにも、「私はマルクス主義者ではない」ということを書いていました。この話は、二つの内容をもっています。一つは、そもそもマルクス自身も「わたしはマルクス主義者ではない」ということを言ったり、書いたりしていたことがあること。要するにひとの名を冠した〇〇主義なるものが、教条主義的になっていることへの批判、そしてマルクス主義を自称した政治的な動きの破綻の中で、そのような教条主義者と一緒にはされたくないということから出ていること。もうひとつは、そもそも「マルクス葬送」という動きの中で、マルクスの思想そのものを葬送しようということさえ起きていることです。前者の話としては、たぶん、マルクス主義の流れから出てきたとされるイギリス障害学のフィンケルシュタインも同じような話を書いているようですし、ついでに私事を書いておけば、わたしも「マルクス主義者ではない」と書いています。ただ、後者に関しては、一応別の流れから出てきた、サルトルやデリダが「マルクスの思想は、現代社会では乗り越え不可能な思想である」と言っていることに通じて、マルクスの思想そのものを葬送してしまえば、現代社会の矛盾が掘り下げてとらえられなくなり、その解決の道筋も出てこないということがあります。そして、立岩理論の特徴としてある倫理学と社会学の架橋ということ言えば、マルクスの思想を葬送するときに、その思想の根幹としてある唯物史観を葬りされれば、この社会の矛盾の構造自体を押さえられなくなるというこ

とがあります。倫理学がともすれば、個人の考えを変える、気持ちの持ち方を変えるというところに落ち込んでいきます。実は、わたしが幽霊会員の関わっている「吃音者」の団体が、この「気持ちの持ち方を変える」という活動に落ちていった流れがあるのです。これについては、一度きちんと文を残して置きたいと思います。

さて、本の内容的な対話に戻ります。実は、立岩さんの論理展開はまさに立岩節とも言い得る内容なのですが、これは弁証法の語源といわれる「対話」という方法だと思えます。想起しうる反論との対話という形で進んでいきます。これはマルクスというより、元々はヘーゲルから来ているのですが、実に緻密に論を立てています。

さて、改めて立岩さんの論攷に沿ったメモ書きを残します。いつもは、切り抜きという形で文を引用し、それにコメントを書いているのですが、今回は内容的に押さえた対話的な論攷にします。

最初にすでに書いたように、わたしが立岩さんと共鳴しているのは、わたしサイドからすると、「「障害の否定性」の否定」という課題、これは障害が、医学モデル的なこと「障害」として異化すること自体をとらえ返し、否定していく、止揚するということと、立岩さんの「障害者」の存在を否定的にとらえることへの批判とが、共鳴しているのです。もうひとつは、立岩さんが膨大な資料の整理の中から、「障害者」の生の歴史と、「障害者運動」の歴史をおさえようというその学に、わたしがエールを送りつつ、使わせてもらっていることなのです。

ですが、立岩さんもマルクス葬送の流れに乗ってしまっているところで、唯物史観的な考えからのとらえ返しが出てきません。現実的には現在の科学でも、唯物史観的なことは、内容的に出てきているところもありますが、哲学的世界観というところまで踏み込んだ、きちんとした統括的なとらえ返しが必要になっています。具体的に書くと、社会一般の障害問題のとらえ方に対して、別の考え方もできるとか、反転させた考えもできるとしているのですが、そうは言っても、それが今の社会の一般的な考え方になりません。端的な例は、「障害の社会モデル」のことです。ICFや「障害者の権利条約」そして、権利条約批准のためになされた国内法の整備の中で、「社会モデルに基づいた改正、法案作成」とか言われ、「医学モデルと社会モデルの統合」とか「相互浸透」とか言われているのですが、すでに他の論者からも出されているのですが、「社会モデル」は、医学モデルからのパラダイム転換という内容をもっているのです。過渡期社会において、二つの世界観が併存することがあっても、社会構造が根底的に転換しない限り、パラダイム転換は完遂しません。パラダイム転換の完遂には、社会構造の転換—革命が必要になります。実際、世界各国で「障害者差別禁止法」が作られていますが、ひとつも「社会モデル」を採用できていません。そもそも「社会モデル」の考えからすると、「犯罪の社会モデル」「貧困の社会モデル」というところまで波及していくことすし、これは近代的個我の論理の否定になることです。もし、法律にちゃんと「社会モデル」が書き込みできるとしたら、こういうことが可能かどうかの問題もありますが、構造改革的革命の始まりとも言い得ることです。新自由主義的グローバリゼーションの「自己責任論」を吹き飛ばす思想です。竹内章郎さんが「能力を個人がもつものとは考えない」という突き出しをしています。この考えが定着したら、この社会を覆すことになります。

一時期、スーザン・ジョージらが、オルター・グローバリゼーションということとして、「もう一つの、世界は可能だ」と突き出したのですが、そのもう一つの「世界」があいまいなままでした。そもそも、従属理論や世界システム論というマルクスの流れから出てきているようにとらえられる運動だったのですが、マルクス葬送の流れの中で、マルクス隠しをしてしまっていたからです。過去のマルクスの流れから出た「社会変革運動」の総括をきちんと総括しないまま、「もうひとつの世界」と言っても、そもそもその社会の矛盾がどのような矛盾なのかがあいまいになっていって、どういように矛盾を解決していけるのかの展望さえできません。きちんと、真っ正面から総括の作業に取り組むことではないかと思います。

さて、話を本に戻します。

この本では、「病・障害には、苦痛、死(への傾き)、できないこと、異なること、加害性、この五つの契機があるとする。」3Pというところから始まります。これまでの論攷で、はっきりしめされて来なかったこととして、内容的には書かれているのですが、「加害性」という押さえがあります。わたしは加害性というときは、その裏返しとしてある、被害性と表裏一体ではないかと思っています。加害性の中身のひとつとしてある、感染症は、感染させられることの裏返しとして、感染させるがあり、媒体となっているというとらえ返しをしないと、不均衡になります。また、そもそも加害ということ総体が差別の反作用としての性格をもっていることで、勿論立岩さんもそのようなことは押さえているとは思いますが、きちんと書いていかないと、「社会防衛」的なところに引きずられていくことになります。そして、いわゆる「犯罪的なことに走る」とか、「自閉圏」の自傷と一体になった他害についてもとらえられなくなります。そして障害の問題を幅広くとったところで、差別の反作用としての「犯罪」という観点が必要になりますし、「犯罪の社会モデル」的な観点が必要になります。あいまいにしておく余計に予断と偏見につながるのでもちゃんと書きますが、加害ということでの一番多い偏見は、「精神障害者」の「加害性」です。実際には、マスコミがそもそも偏見的報道する事態が多いのですが、そもそも「精神病」と言われることの「否定性」の多くが、差別の反作用の中でおきてくることではないかとも思っています。そこまで書かないと、「加害性」がとらえられなくなります。この項は、「被害性＝加害性」と書くことではないかとも思っています。

最初に戻って、病気の否定性の話ですが、この本の文献表の中に、病気が必ずしも否定的なこととしてみない、否定性を反転させてみせた、ブログ 129 の・得永幸子『「病い」の存在論』地湧社 1984 がありません。いつものないものねだりですが、そのあたりとの対話をしてほしいと思っています。わたしも、自分の本『反障害原論』の中で展開しています。第四章二節「「中途障害者」の苦しみ、病気や公害における「障害」の否定性への批判」77-8P。もうひとつ、異なること、これは、異化ということの起きる構造というとらえ返しをわたしはしています。廣松物象化論から来ているのですが、話が複雑になるので例を挙げますが、『みんなが手話で話した島』という本の中で、かなりの「聴覚障害者」がいる島で、みんなが手話で話すので、誰が聞こえないひとか意識されない空間が示されています。それから、異化ということを美意識論から展開する論攷があるのですが、そもそも「視覚」とうところの美意識論になっていて、「視覚障害者」の存在を除外した論攷に

なっています。また、確かに美意識の時代・社会拘束性はあるにせよ、むしろ、かなりマチマチな面もあります。それに、世界観の変遷による個別「障害」のとらえ方の変化のようなことがあります。わたしの「吃音者」の立場から一言、立岩さんは「服を着たり、姿を見せないことによって、吃音は話さないことによって、隠したり別様に見せることができることがある。それがそこそこうまくいくこともある。だがうまくいかなければ、またときにはうまくいっても、それが苦痛であることがある。」116P 確かに、「吃音者」には、しゃべらなければパスできるという心理がはたらくことがあります。けれど、そのような話はそもそも「吃音の否定性」に乗った話です。わたしも、以前は「言語障害者」が発言しているときに顔を上げられなかったということがあったのですが、わたしの中に転換が起き(深層心理的などところからまた引き戻される事があるのですが)、「吃音者」がしゃべっているときに、「美しい」と感じることも出てきています。その他、車椅子の CP 児を母親が音楽に合わせて、ウィリーしているのを見て、そこに美を感じ、カメラで切り取りたいと思ったりしたこともありました。このあたりは立場性の違いがあるのでしょうか？

そもそも、立岩さんの論の前提の一つとしてある「障害とは何かを問わない」ということがありました。そうすると医学モデルに引きずられていくからこそ、「社会モデル」は規定をなしたのだと思います。で、わたしは、立岩さんから「社会モデル」に関する論攻がでてくるとは思えませんでした。で、結局障害を論じているときに、医学モデルになってしまっていると思えないのですが、どうなのでしょう？

立岩さんは倫理的なところから障害問題をとらえ返しているのですが、ロールズやヌスパウムがでてくるのですが、わたしにとって、なぜ倫理学的なのかということがあり、そこで、そもそもよく分からないのです。倫理学内部の「よく分からない」は、183P に。

そのあたりはむしろ唯物史観から解いていくことではとも思ったりしています。結局立岩理論は、資本主義を前提にした倫理学になっているのではないかとの思いをもってしまいました。このあたりはこの著書の第7章の話です。

第8章は、障害学でかなり突っ込んだ論攻を書いた、星加良司さんと榊原賢二郎さんとの対話です。星加さんと榊原さんとの対話もあり、この三角の対話は規範論や倫理主義的なところでの議論ですが、障害学の深化で大切な議論になっています。星加さんの本のわたしの読書メモは「反障害通信」11号に載せています。榊原さんはまだ30代のひと、わたしはその著書を読めていません。本は入手しています。この著書の後に読み、さらに『障害学研究 14』で立岩さんの榊原さんの本への書評と、それへの応答(リプライ)を読む計画を急遽いれました。読書メモを残します。立岩さんが「私にとっては(非)能力と社会の関係を考えることが主題であって来た。」216P と書いています。このあたり、わたしの論考と重なり共鳴しているのですが、この社会とはどういう社会なのかというところからわたしは、論攻をマルクスの『資本論』ベースにして進めます。で、マルクス葬送の流れにのってしまったか、マルクスをかつこにくってしまった、立岩さんはこの社会の論理に乗ってしまいます。実際は、はみだしているのですが、『資本論』を国民経済学の完成の書として読むひとがいるのですが、もちろん、資本主義社会の止揚というところでの経済学批判の本なのです。だからこそ、マルクスの思想は、この社会では乗り越え不可能な思想と、他の流れから出てきた、サルトルやデリダが書いたのです。それをかつこにくると、障

害とは何か、という分析さえ、途中で止まってしまいます。それで、規範論や倫理主義に陥っていくのです。そうすると、その論攷は、そこからはみだそうという指向があっても、その枠内に引き戻されてしまうのです。すると、こういう考え方もできます、ということを示してくれるのですが、でも、それはあくまで、少数意見から抜け出せません。なぜ、多数意見として形成できないのかを、押さえたところで、社会変革の道筋を示していくことが必要です(そうしないと、一部のひとたちしかできない、「気持ちの持ち方を変える」運動にしかなりません。そして、その一部のひとたちも深層心理的などころで、多数派の考えにとらわれたままですし、表層意識もまた引き戻されてしまいます。これは、わたしが幽霊会員になっている「吃音者」の当事者団体がとらわれた陥穽でもあります。「吃音者」の団体は、「治す努力の否定」という内容をもって「吃音者宣言」を出しました。そのことが「気持ちの持ち方を変える」運動や、さらにはマインドコントロールの運動になっていった経緯があります。立岩さんもこの本の中で、いろいろな運動の歴史の集積を訴えています(わたしも、「吃音者運動」の歴史を、一度論攷にまとめたと思っています)。ですが、もっとマクロな、過去のマルクスの思想の影響を受けた活動の負の遺産の中で、ちゃんとその総括をなしていき、新しい運動に踏み込んでいく必要があるとも思っています。これがわたしの大きな(荷が重い、大風呂敷と言われようが)課題として抱えていることです。この話は、この読書メモと同時に掲載し、一部重なっている巻頭言とつながっています。

もう、ひとつマルクス葬送の流れの中で、抜け落ちたことがあります。それは唯物史観の問題です。これはタダモノ論批判としても対話の中で見直しがなされているのですが、「生産関係と交通形態が土台」という押さえ方や、存在が意識を規定する(もちろん、意識が散在を規定するという面もあるのですが、あくまでも先行性は存在が意識を規定するという意味です)ということを押さえ損なってしまえば、なぜ経済的なことでひとの意識が規定されていくのかということが見えず、また意識を変えれば社会が変わるというような錯認したとらえ方が生まれます。更にもうひとつ、マルクスの思想で、というよりマルクスを継承し更に展開させようとした廣松物象化論の問題があります。このことは知るひとは知るといふ範囲でしか広まっていないのです。現在の哲学的な根底的とらえ返しの作業でかなり広く用いられ、こちらの方が差別の問題でも使っている人が多い構築主義と双璧のことだと思っています。構築主義(実は構築主義批判という押さえ方が正確だと思います)は障害学の世界でも、イギリス障害学の第二世代のひとの批判へのさらなる応答の中でも、取り上げられています。しかし、構築主義は今の社会の一般的固定観念を脱構築する、逃れるのには有効ですが、ではそこからどういう関係性を築いていくのかはとらえられません。それに、経済の関係という土台の問題がとらえられないところで、意識変革的などころからしかとらえられないという意味で、わたしはむしろ唯物史観とリンクした物象化論(これも物象化批判という意味です)の有効性を宣揚しています。物象化論についてはわたしの本『反障害原論—障害問題のパラダイム転換のために—』世界書院 2010「第五章 補節 物象化とパラダイム転換」で書いています。

話を戻します。

立岩さんは「社会モデル」をとりあげて始めたのですが、前に書いたように「障害の定義はしない」としています。で、この本の中で、「社会に責任がある」229P という論攷も

出ています。ですが、そもそも社会とは何を指すのか、また「社会モデル」の定義さえできえないようになっていきます。今、障害関係で「社会モデル」ということばがかなり使われてきているのですが、きちんと定義もしていません。そもそも、イギリス障害学の最初に突き出された「社会モデル」はパラダイム転換の内容をもっているという指摘がされてきました。ところが、今一般的に流布している「社会モデル」は単に「社会の規定性」ということも考えようということにしかなくなっていません。しかも、個人と環境の二項対立に陥っています。「二項対立」はデリダの脱構築論の用語です。だから、そもそも構築主義的にも ICF の「医学モデルと社会モデルの統合」とか「相互浸透」とか出てくるはずもないのです。おまけに、ICF から権利条約へ至る流れから日本の国内法の整備の中で、その法律を「社会モデル」に基づく法律とか言い出す官僚まで出てくる始末です。まさに、障害学が学的貧困に覆われています。わたしは、本の中でそのことを書き始め、その後断章という形で対話を求めています。論の深化が今、求められているのです。

さて、立岩さんとの対話に戻ります。「社会に責任がある」という言い方が、第一世代の「社会モデル」的な意味で、パラダイム転換的に使うのなら、今の資本主義社会で受け入れられる論理にはなりません。「社会モデル」に関して、わたしが定義している内容に基づく法律はどこにもありません。そもそもそれが法律として成立するときは、資本主義が解体するときです。立岩さんは「市場経済はなくなる」というところから論を進めるとしているので、それを額面通り取ると、「社会モデル」についての論攷はできなくなるのです。そもそも、いろんな話がでていっているので、額面通り受け取れなくもなっているのですが、このあたりは、さておきます。なぜ、さておくのかということは、立岩さんがこの本の中で、わたしの論についてとりあげて、「三村の論は私の論に対する批判も含むが、ここでもまた応ずることができない。」335P と書かれていることに通じる事です。

さて、231P に不利益の話が出てきます。わたしは唯物史観の簡単な説明として「ひとは倫理や規範ではなく、利害を巡って動く」と書いてきました。これは最大公約数的な(確率(関数)論的にはという言い方もできます)という意味ですが。このあたりを規範論内部で議論していても、空論的になっていきます。唯物史観的観点からの論攷が必要になっていくのだと思います。そもそも、利益-不利益ということは、経済的なことにおいては、(そしてその経済を土台にする)資本主義社会に規定された論考なのです。

もう少し「社会モデル」に関する対話、「社会モデル」がとりいれられれば、資本主義は潰れるというはなしです。これは、「障害の社会モデル」の考えを波及させて、「犯罪の社会モデル」とか「貧困の社会モデル」ということを論じていけば明らかです。

さて、この本では、障害学において注目すべき論者として星加良司さんと榊原賢二郎さんとの対話をなしています。

まず、星加良司さんに関して。わたしも前に書いたように読書メモを残しています。あまりまとまっていません。もう一度、この際読み直しをしようかとも思っているのですが。ともかく、立岩さんの星加さんとの対話に、わたしのコメントを残して置きます。

さて、星加さんも後から出てくる榊原さんも、保障を引き出すには差異を突き出す必要があるという論理です。「サラマンカ宣言」の「特別なニーズ」という考えに通じることなのですが、そこで、なぜ「特別な」と突き出すのかという議論がありました。ひとりひと



りのニーズがあるというところで、そのニーズをすべてくみとっていくという問題なのです。それに優先順位をつけるということができます。なぜ、そんなことをするのかという話です。今、ベーシックインカム議論も始まっていますが、そこからさらに展開させて、「すべてのひとに基本生活保障を！」ということですから、特別である必要はなく、すべての(まずは生きるための基本的)ニーズがかなえられるというところで、impairment 的差異ではなくニーズを突き出すことです。もちろん、わたしはベーシックインカムも基本生活保障も、それは今の資本主義の自己責任論を解体する論理で、それが可能になるのは、新しい社会の話です。だから、過渡的に差異を突き出すことも必要になるかもしれません。しかし、それは差異の反転の作業とともにやっていく必要があると思います。それは、立岩さんの「できないのではなく、ひとの手助けがあればできる」という議論につながるはなしです。何が基本的かという議論で、そこで過渡的には優先順位をつけることはあるかもしれません。ですが、反転の作業なしには、スティグマから抜け出せません。そもそも差異が浮かび上がる構図をきちんと押さえて、かつ、差異が差別につながることを遮断していくことも必要です。

そして榊原さんに関しては、差別ー平等ということではなく、排除に対する包摂という論理を突き出しています。ただ、差別には排除型の差別だけでなく、抑圧型の差別を押さええない統合の論理とか、安易な共生(一緒にいるだけでは、抑圧的な世界)の論理に巻き込まれます。もちろん、包摂ということには、それらの批判を押さえたところから出てきているのですが、差別が押さえられなくなるので、そこで差別ー平等批判になっているのですが。わたしにも平等論には批判があります。差異として浮かび上がる構図を押さえないで、平等などとなえても、単なる理念に終わります。榊原さんの論攷にはフェミニズムとの対話が出てきます。そこでは江原さんが出てくるのですが、わたしは金井淑子さんの論攷を本の中で引いて対話をした文を書きました(「反差別論序説草稿」第二章 序節 37-8P)。それは金井さんが「同じ身体的差異といっても、労働能力ということで位相が違う」というはなしです。確かに、今の社会でそうなのですが、このあたりは立岩さんが「ないにはこしたことがないのか」というところで、できるーできないということを巡る論を進めています。そもそも「身体的差異」の話でも、わたしも「身体的差異」と「非身体的差異」という分類をしていたときがありました。ですが、身体論関係の本を何冊か読んでいく中で、「身体とは関係の分節である」というテーゼと出会い、それが廣松物象化論とリンクし、「身体的差異」が、あくまで関係の中で、「差異」として浮かび上がるという構図そのものを問題にしていくことで、そういう段類の仕方を止めました。このあたりはフェミニズムの先行研究があります。フェミニズムの構築主義は、ジェンダー概念だけでなく、性差そのものの脱構築を突き出しました。そのあたりはジュディス・バトラーが『ジェンダー・トラブル』で展開したことです(脱構築論の限界もあり、あまりすっきりしていないという思いもあるのですが)、それを障害問題に援用すると、impairmentー「身体的差異」の脱構築となります。このあたりは、むしろ物象化論の差異論の方がすっきりおさえられるのではないかと思います。このあたりは、一応わたしの本の中で展開したこと、それに「断章」で論攷を重ねています。

榊原さんの「障害とは「身体の局所」に関わる(関わりがあるとされる)排除」238P とい

う指摘で、立岩さんが対話しているのですが、むしろこのあたりは「身体の機能的・美意識(わたしも以前、形態的差異として展開していたことです。ここから、民族や性差別と区別するために局所という概念を出してきたようです)的差異」というようなところで、押さえたいのではと思います。もちろん、そのようなことは脱構築していく、物象化批判していくこととして。とにかく、榊原さんの論攷は差異があるから差別があるという因果論的ところに陥っているのではないかと思います。今、実はこのメモを書きつつ、榊原さんの本を読み始めているのですが、いくつもの基本的押さえができていないのか、という思いを抱き始めています。これについては、榊原さんの本の読書メモで書きます。

さて、以降は立岩さんの論攷に疑問をもったことや、立岩さんの論攷からいろいろなイメージが湧いたことを切り抜きのメモを残します。

「また、価値について。「できない」ことの価値を人間の価値のどのあたりに位置づけるか。これもこれとして考えればよい。」248P・・・立岩さんの本に『人間の条件 そんなものはない』という本があります。この論攷からすると、ひとを価値づけること自体の批判が出てくると思うのですが。

287Pに星加さんの規範論との対話が出てきます。規範論というとき、どこの社会の規範なのか、問題になります。星加さんの規範論の内容は、この社会—資本主義社会の規範からはみ出しています。唯物史観からとらえた資本主義的経済規範をおさえ、そこへの批判が必要になっているのだと思っています。その話は、資本主義差別を否定する人権論は、「労働の価値を巡る区別は差別ではない」ということで対象化しえていないことに通じています。星加さんは、労働条件を整えば、「障害者」も労働市場に参入しえんとしていますが、それは、自らの「エリート障害者」的立場から規定された論攷になっています。このあたりは根が深く、「社会主義」を唱えたスターリンが「能力が違えば給料が違うのは当たり前だ」といったことにも通じています。そもそも、ロシアの一国社会主義的建設は、そのような内容でしかなかったと言われることです。それは、「社会主義国家ではなく国家独占資本主義でしかなかった」と言い得るでしょう。

300P 公害や原発などの環境破壊に対する批判で、「障害者が生まれる」ということばが使われてきたことで、その対立の構図が言われてきたのですが、実はこれは被害によって、現行の「障害者」差別的な社会では不利益を被る問題として整理できます。そして、被害とは他者から、一方的に自らの生を規定されるという差別の問題で、内容的に二つの解決の道筋が示されます(同時にないえることです)。ひとつは、他者から被害により一方的にある生を強いられることを拒否するということであり、もうひとつは「障害者」に対する差別的な状況を解体するということです。実は、このあたりは、水俣病の「胎児性障害者」の坂本しのぶさんの自らの「障害者」としての突き出しという実践も出ています。

300P シンガーの「障害」や病気をなくす薬の話・・・「吃音者」の団体でも話されていたこと、文章化します。

「本人でなければそれを行うのはまわりの人だから、本人ができ、その本人にやってもらった方がまわりの人たちは楽である。その意味でそのひとに障害がないことは「よいこと」である。」315P・・・資本主義的負担やコストというところの批判と介助労苦論批判が必要です。そこまでやっていかないと、「障害の否定性」の否定は破綻するのです。

「差異派と平等派があると述べた。」320P・・・フェミニズムでも、同じような議論になっているのですが、これは実は、差異派と「差異の脱構築」－「差異の物象化批判」派が対立しているのです。平等派という概念は、のっぺらぼうな待遇ということになりかねないので、あえて、この概念をなんとか使おうとするなら、対等派という言い方が使えるのではと思います。

「つまり私達はこの書で、「障害を肯定せよ」という問いかけに対して、未だ十分に問いを詰めていないし、答えていないのである。」325P・・・「障害を肯定せよ」という問いかけはおかしい、「障害の否定」の否定」というつきつけになることではないでしょうか？それは、そこにおける否定の対語は、肯定ではなく、「どうでもいいじゃん」じゃないかとわたしは本の中で書きました。

387P 自閉症という言葉に代えて、自閉圏という言葉の提起、興味深いのです。別の世界観をもっているひとたちという意味で、だと思えます。ですが、そもそもわたしは、名付けられてものとして「自閉症」という言葉があり、それに対して「社会モデル」－関係モデルとして、かっこつけて批判的に使っているのです、そのかっこを外して、自閉圏という表記にしたら、その言葉の差別性があいまいにさせられるので、あえてそのまま使っています。別の世界観にいるひとという意味を強調するときにはありとも思えるのですが。

「この社会に残るのは、種々の対人サービス業となる。」392P・・・イリイチのサブシステム概念とのリンク、ただし、「サービス業」という商品生産的概念では、サブシステム概念とはリンクしないのでは。

14章 多田富雄さんのリハビリ切り捨て批判との対話・・・これはリハビリ概念が「障害者」の存在の否定につながりかねないというところでの批判なのですが、ここでいう、リハビリというのは、医療と障害の境目としてあることで、医療そのものの否定ではないかぎり(もちろん、医療にも強制という側面があるので、そこは批判することです)、対立することではないと思えます。リハビリ概念の拡大における「できるようになること」という意味では、「障害者」の間で、「できる」ということばに過剰反応をするひとがいるのですが、それは「できるべし」というこの社会の規範的なこととむすびついているゆえんですが、「できるようになりたい」ということ自体を否定することではないと思えます。問題は「自体」といっても、それが規範とむすびついているからこそ、忌避したくなるのですが。

ブックガイドにおけるイギリス障害学との対話 439-445P・・・もっと対話を←←ないものねだり

さすがに、立岩さんがひとつの結節的な本になると書かれていたように、この本を読みながら対話していくとわたしの論も整理されていきました。今回はわたしの中で湧いてきた思いを書き綴り、きちんと対話ができているとは思えないのですが、その失礼をわびつつ、感謝です。

・榎原賢二郎『社会的包摂と身体一障害者差別禁止法制後の障害定義と異別処遇を巡って』  
生活書院 2016

前のブログの立岩さんの本で紹介され、立岩さんが批判していた著者とその本です。

考え方や、ことば的にいろいろ参考になる、使っていく概念や考え方もあり、それを巡って議論しておきたいことも多々あります。また、この本には索引がなく、特にキーワードとなる語を抜き出そうとしていたのですが、余りにも膨大になり、とてもやりきれません。とりあえず、基本的な対話にとどめます。

(1) 疑問点

これまでにない、新しい観点からの問題提起で、わたしとの共通のとらえ方もかなりあり、一種のワクワク感をもって読み込んでいったのですが、何か基本的なことをおさえそこなっているのでは、そこからズレが生じていると思わざるをえません。

イ. 差別にかえて、排除概念をもちいていること

それは、まず、第一に差別ということばを使わないで、排除ということばに変えるという提起から始まります。そもそも、差別ということの中には、排除ということばでは、置き換えられない性格があります。著者もちらっとそのようなことを書いています。345-6Pですが、それは実践的にどうするのかというところの問題にすりかえていて、そもそも、差別をどう規定するのかという問題からすり替えています。わたしは、以前出した本(『反障害原論』)の中で、差別形態論として、仮の作業ですが、排除型の差別と抑圧型の差別という分類をして、前者をさらに下位分類して、抹殺、隔離、排除、後者の下位分類として、抑圧、融和、同化という押さえ型をしました。著者には、抑圧型の差別ということがすっぱり抜け落ちています。抑圧ということばは出てきますから、まったく抑圧という概念がないわけではないと思います。これは、差別の規定の中で、区別とは違って、そこに上下関係、力の差があるという問題も抜け落としている問題にもつながっています。力関係、上下関係を押しえ損なっているので、抑圧という概念が出てこないのです。

これらのことは、具体的に問題の言及にも表れています。「ろう文化宣言」の流れから出てきている一般的に言われている「デフ・ナショナリズム」というようなことを、著者は「言語帝国主義」というところまで突き出していることがあります。まあ、一種のデフォルメなのでしょうが、これは、「ろう文化宣言」が、民族差別の同化政策の中で出てきた、民族の言語を奪うという同化政策への批判になぞらえて、自分たちの自然言語である手話を奪われ、口話主義を押しつけられたことを、「ろう文化宣言」を突き出したひとたちははっきりと同化として押さええているのですが、著者にはこの同化という抑圧型の差別を押しえていないがゆえに、「言語帝国主義」なる言葉が出てくるのです(これは「悪い冗談」ではすまない、冗談の類いです)。差別という上下関係、力関係、総体的相対的に(これは差別問題を押しえるときに必要な概念です)下位におかれるということで、わたしは押さええています。たとえば、「言語帝国主義」なることが存在するとしたら、ろう者が権力を握って、音声言語を発したら処罰されるというような法律を作り得たときです。たぶん著者は(というより「言語帝国主義」なることを言い出したひとは)、日本手話話者の「日本語対应手話」

への抑圧ということを指摘しているのですが、総体的相対的に「難聴者」の方が社会参加しやすく、そして「聴覚障害者」団体の役員も「日本語対应手話」話者の方が多いという歴史がありました。そもそも手話がろう学校で禁止されていたという差別の蓄積の問題があったところでの、日本手話復興運動として、差別されてきたことを跳ね返すこととして宣言を出したことです。総体的相対的には優位なのは、まだ聴者であり、「日本語対应手話」話者です(そして手話の世界の一部に限って(理念的には)、日本手話の優位性が語られていましたが、それでも、まだ地域の公的手話講習会の手話は対应手話の方に引き寄せられたままです)。

このことは、著者の「逆差別」ということばにも表れています。これは抑圧型の差別として、スティグマを貼られていることがそのままである、という問題をとらえそこっているのです。逆差別ということばはアファーマティブ・アクションに反発する差別主義やねたみ差別からくる言葉です。一つの差別事項で差別する側と被差別の立場で、部分的に経済関係で逆転することはあっても、総体的相対的にとらえると、層としてとらえると逆転しているわけではなく、また、アファーマティブ・アクションから外されているひとたちが、自分たちにもアファーマティブ・アクションの対象にせよ、と要求していく、またすでに対象になっているひとたちが、それを援助していくというところで、対立の仮象を解消していくことです。著者の論旨はむしろ、アファーマティブ・アクションを進めようという立場なのに、こういう言葉を使うのは、差別という言葉を使わないというところで、差別ということをとらえそこなっているとしか思えません。

もうひとつ、イギリスがパターナリズムが強い国としてあったことへの批判として、それに乗ってしまう給付制度を批判したという問題も、抑圧型の差別を問題にしているという観点が欠落しています。スティグマの問題も抑圧型の差別に関わることで、それを抑圧型の差別というところできちん押さえないと混乱が生じます。要するに、排除型の差別と抑圧型の差別をどちらに主要に反撃するのか、逆に、現実的にどちらを甘んじて受け入れるのかという論理になって行きます。答えはどちらもいやだということではありません。だから、社会を変えようという話になっていくところを、現実的にという話で、選択性の問題にすり替えられていくのです。

もうひとつ、抑圧のことばとして機能していることばに、リハビリテーションということがあります。そもそもリハビリということば自体に「障害者」が反発してきたのは、そこに抑圧型の差別を感じていたからです。標準的人間像から、そこから逸脱しているとして、少しでも、非「障害者」に近づくことを求められる、そこでのリハビリや努力を求められる、そのあたりの抑圧の問題を著者は押さえ損なっています

重い障害、軽い障害という概念にも、同じ内容があります。もちろん、著者は一応医学モデル的なところから脱して、障害ということばを使っています。ですが、排除の重い軽いというところで障害をとらえていくとき、抑圧型の差別を押さえそこないます。医学モデル的に軽いとして、排除型の差別が軽いとしても、逆に抑圧型の差別にとらわれている構図があります。以前から「障害の軽い重いという言い方をするひとがいるけれど、差別に重い軽いはない」(まだ、医学モデルのことばの使い方をしてはいますが、そこから脱していく提言です)という話をする当事者がいました。これは、抑圧型の差別のとらえ返してい

る提言ではないかと思っています。「軽度障害者」の集まりを作ろうという動きが出ていましたが、「軽度障害者」は、抑圧型の差別においては、マージナル・パーソンに陥るという意味で、より抑圧を感じることになり、「重度障害者」になるのです。

#### ロ、差別の対語として平等をおいていること

これは、差別の対語を平等とおいて、その平等という概念を批判していることにもつながります。平等というのは、同一処遇を求める、むしろすでに浮かび上がっている「差異」を抹消しようという、金太郎飴的同一性を求める概念で、抑圧性をもっています。ですから、著者は、平等という概念を批判し、その対語としての差別という概念まで排しようとしているのですが、差別の反対語は対等です。これだと、対等な立場のために異別処遇も求めえる概念になります。とにかく、抑圧型の差別をとらえられないところから、起きていることです。

#### ハ、フェミニズム論争からの援用

さて、この本の中で、フェミニズム理論との比較論照をしています。何度か出てくる江原さんの話があります。わたしも、江原さんの本は何冊か読んでいますが、同じようなことを金井さんが書いています。それに対してコメントをしたことがあります(『反差別論序説草稿』)。これは、労働能力の価値というところで、直接的に価値づけられることの極としての障害問題としてわたしは押さえています。江原さんと上野千鶴子さんとの間で、フェミニズムの文化主義と唯物論を巡る議論がありました。フェミニズムにはマルクス主義フェミニズムと押さえられているとらえ方がありました。上野さんはその紹介者であったのですが、その最大の貢献は、家事を労働力の生産・再生産活動とおさえたところで、家事が「不払い労働」のシャドワークになっていることをおさえ、性差別の問題を家父長制と資本制という観点からとらえかえしていったことです。そして、脱構築論とリンクさせてみれば、性差の脱構築、ひとの営為が、労働と家事と個人的に営為(クウ・ネル・アソブ+アルファ)と分けられること自体にも脱構築をなそうとしたことだと思います。労働概念自体の脱構築の問題です。また、「差異派と平等派」という対比もフェミニズム理論にも出ていて、差異派は平塚らいてうからエコ・フェミという流れのひとたちとして出ていました。先行する反差別の理論をきちんと参照していく必要があるとも思っています。ちなみに、差異派と平等派という押さえ方はおかしく、差異派と差異の脱構築派(差異の物象化批判派)—対等派と押さえ直すことだとわたしは考えています。ちなみにフェミニズム論争においては、現在的には、脱構築派の論攷が差異派を押しつけたとわたしは押さえています。

#### ニ、システムが並列的にしか置かれていないこと

著者はシステム理論、わたしはそもそも学者としての基礎を積んでいなくて、運動サイドから、どんどん付け刃的な学習を積み重ねていた、社会学もこれはやばいと、入門書のようなことで一応流れを押さえたのですが、ほとんど頭に入っていない。で、そのようなところで、でも、素人だからこそとらえられることもあると、あえて踏み込んで書き置

きます。システムというとき、いろんなシステムのようなことを書かれているのですが、それは並立関係にあるのでしょうか？ そもそも「障害差別はどのようなところから起きてくるのか」という分析が必要になっています。後で詳しく書きますが、わたしは障害差別の土台には、労働能力の価値を巡る連綿とした差別があり、その極としてであると押さえています。そもそも、システム同士がつながっていて閉じていないとしたら、システムということばを使う意味がなくなるのではないのでしょうか？ 榊原さんも使われている物象化(批判)ということも押さえつつ、構造というところで押さえていくことではないかと思えます。

#### ホ、自己塑成的障害論

さて、著者は社会モデルも ICF も批判して、「自己塑成的障害論」を突き出しています。「障害者運動」の「運動主体」形成という意味では意義あることだとは思いますが、ここではそういう実践論的なはなしではなく、存在論的—認識論的な話としてでてくることです。このあたり、著者は差別—排除が先にあり、後に障害が異化するというようなことを書いています。まさに ICIDH が陥っていた、差異があるから差別があるという因果論的なところを批判する論攷になっていて、わたしも共鳴していることです。わたしの場合には、差別の構造があるところで、差異が浮かび上がり、差別も起きるという前後関係ではない(著者も前後関係を否定しています)、相即的におきることとして押さえています。で、障害規定は「社会モデル」は、「社会」が規定すること、他者規定なのですが、著者は自らの規定を突き出すという構図になっています。要するに、フェミニズムの差異派の突き出しと構図が似ている面があります。それは「障害者運動」が突き出している、「障害者が生きやすい社会はみんなが生きやすい社会である」という突き出しにつながることがあります。これは、どういう関係作りをしていくかの運動的な話で、現実的にはフェミニズムとの違いは、女性が性役割分業というジェンダー差別の中で、労働力の生産再生産活動という家事を主要に担わされるところで、労働を第一義的におく社会で、労働力の価値が総体的相対的に低くさせられているとなっているのですが、女性が子どもを産まない、世界が存在しなくなるというところで、差異の突き出しができるからスティグマをはられはしないけれど、「障害者」には、そのような突き出しができないということになります。

さて、榊原さんの「自己塑成的障害論」というのは、何かの異別処遇を求めるには、差異を突き出す必要があるとしているのですが、それは医学モデル的な「身体の差異」でなくて、ニーズの差異なのですが、ところが、現実にはそれは医学モデル的な「差異」にすりかえられる構図があります。そもそも近代知の実体主義的ところで、実体—属性という図式になっています。そこで、ひとが労働能力をもっていることになって、「労働能力の差異」ということで、そこにおける区別は差別ではない、ということにつながっていきます。そこから覆していかないと、「差異は個人の身体」にあるというところで、その「差異」にスティグマを貼られることになります。

そもそも「差異」が浮かび上がること自体が、近代知の実体主義的な世界観でスティグマをはられるという内容をもっているのです。榊原さんは、そこから覆そうとして、論陣を張っているのですが、そもそも今の社会の一般的考えと、自らが突き出そうという考えと

どちらが優勢で、差異を突き出す方法がどうなるのか、という問題もあります。これについては後でもう一度書きます。

## (2)哲学を背景にした対話と今の社会の存在構造を押さえること

へ、哲学的なことばに文献が出てこないこと

著者も砂上の楼閣ということばを使っています。そのことは、ICF や「社会モデル」の批判にもつながっています。砂上の楼閣にしないためには、きちんと哲学的なところを押さえつつ、かつ、次の項目で書きますが、今の社会がどういうところで成り立っているのかを押さえる必要があると思います。

沖縄の辺野古新基地建設で、マヨネーズ状の地盤が発見されたとして、そこにくいを打ち込み使えるようにしようという方針を出しています。砂上の楼閣を想起させるのですが、この話は、著者の理論にもつながっていきます。この社会がどういう社会であり、そこから差別の構造のようなことがあり、そこから起きてくる差別、間接差別ということばにもつながることで表れてくる差別を押さえることが必要になっています。杭を打ち込んでなんとかそのままやっていこうとするよりも、計画自体を、そもそも基地や軍事的なことが必要なのかということも含めて考えていく必要があると思っています。

物象化 151、212P や構築主義・構成主義とかいう概念が出てきます。また観察 360P という概念も出てきます。そのあたりの哲学的文献が出てきません。社会学の中にとりいれられて援用されているのかもしれませんが、しかし、哲学的なところから押さえていかないと、いろいろ押さえそこないがでてくるのではと思います。本質主義と構築主義の二項対立ということが出てくるのですが、構築主義は本質主義を脱構築することとして出ていることなので、二項対立する性格ではないと思います。天動説と、そのパラダイム転換的内容をもった地動説とは二項対立することではありません。同じように、医学モデルとそのパラダイム転換的内容をもった「社会モデル」を統合したり、相互浸透したりすることないとも言えます。榊原さんが依拠されているシステム論も、近代知の陥っているアポリアからの脱出として、実体主義批判とか三項図式批判とか因果論批判があるようで、そのことをどう乗り越えていくのか、解決していくのかというツールとして、どういう論を使っていくのかを、過去の議論の対話の中からつかみとっていくことだと思っています。それを押さえるのに、哲学が必要になってもいるのだとも考えています。

もうひとつは、身体を巡る議論です。榊原さんは身体論で、「束」という概念を使われています。わたしはマッハの「感覚の束」という概念を想起していました(これは、廣松さんのマッハの本の翻訳本に寄せた解説の中の言葉です)。近代知の地平は、デカルト以来の身体(肉体)と精神の二分法というところから始まっています。最近、「精神障害」はその流れから来ている「知的障害」「発達障害」とともに、「脳の障害」として押さえようという動きが出ています。そうすると、「身体障害」の中に含まれていくこととなります。ですが、そこでは「障害者が障害をもっている」という医学モデルから抜け出せません。榊原さんの身体論からなぞらえれば、「ニーズの束」という言い方になるのではないのでしょうか？これだと医学モデルから脱して、「社会モデル」—関係モデルに転換できます。

実体主義的身体論批判でメルロ・ポンティが新しい地平を切り開いたのでしょうか、わ



たしが廣松さんを援用しつつつかもうとしている関係の一次性としての身体論としては、「関係性の分節としての身体」というところで、わたしは細かい論攷を停止してしまいました。

ともかく、身体論あたりを巡って、きちんと整理をしていかないと、近代知の実体主義的身体論にとらわれているひととの対話が不可能になっていくのではと思います。

ト、今の社会がどういうところで成り立っているのか

さて、榊原さんの「自己塑成的障害論」に話を戻します。この本の中で、榊原さんは、イギリスの「障害者運動」の「福祉」を巡る議論や法制度の攻防や、アメリカの「障害者」関係の法制度の歴史を細かく押さえられていて、これからの議論に貴重な資料となっていくと思っています。もう少し踏み込むと、「そもそも福祉とは何か」という問題があります。榊原さんもそれから障害学の論者もほとんど「人権」という概念を使われていません。人権とは、キリスト教的「天賦人権論」として神を想定している架空の議論という認識があるからでしょう。で、今の社会、資本主義の精神としての「平等」という概念も脱構築された立場では、一体何を論拠にして、福祉の法制度を要求されるのかとらえられません。自由は突き出されていますが、そもそも自由を巡っては、「障害者運動」には「自己決定権はまやかしである」という提言も出ています。そもそも、いまの福祉制度は、スティグマを貼ることと引き換えになされる、「恩恵としての福祉」でしかないのです。資本主義社会の福祉制度は、「管理支配の餌」であるといわれるゆえんで、資本の論理自体からすると、福祉ということは、国家の国民統合のための共同幻想をなりたさせる、安全保障の軍事的なことと双璧のテコではないかと考えています。現在の永田町政治をみていると、うそとごまかしの極にまで達しています。なせ、そのよううそとごまかしがまかり通るかの分析も必要になっています。そうでないと、考えを変えらるゝとして、理論を組み立てていっても、それが届いていかない自己満足に終わってしまいます。それは運動サイドの話として、学者の立場からは切り捨てられるのでしょうか？

さて、わたしは障害問題の土台には、この社会の労働能力の価値を巡る連綿とした差別があり、その極として、総体的相対的に価値が劣るとして、スティグマを貼られるという問題があるのだと思います。そこから、覆していかないとスティグマから抜け出せません。結局、福祉は「障害は障害者がもっている」ものとして、かわいそうなひとを助けてあげるといふところから脱しえないのではないかと思います。このあたりは労働ということに留意したマルクス派の唯物史観が押さえていることなのですが、現在のマルクス葬送の流れの中で、さらに学者受難の時代には、指導教官から「マルクスなど口にすると、職を得られなくなる」と指導されるのか、自然にマルクスを忌避していくのか、そうすると、今の社会の分析からする障害の押さえ自体ができなくなります。フェミニズムの論攷も、労働に留意したところでのマルクス主義的フェミニズムが、性差別をもっともラジカルにとらえ返していったのだとわたしは押さえています。

脱線してしまいました。ともかく、これまでの固定観念を脱構築していくこととして、考え方を変える、別の考えを探るといふことで、この本は、「あとがき」にも書かれている「弱視者」当事者の立場での論攷、逆に言えば、「包摂」されやすい立場に引きずられてい

るとも思いますが、そこからもうひとつ、総体的相対的にとらえ返したバージョンアップした論攷に発展されることを願ってこのメモを終えます。

たわしの読書メモ・・ブログ 488

・立岩真也「書評 榊原賢二郎『社会的包摂と身体—障害者差別禁止法制後の障害定義と異別処遇を巡って』」

・榊原賢二郎「リプライ『社会的包摂と身体』の論理—立岩真也氏の書評への応答」

(『障害学研究 14』明石書店 2018 所収)

前の前のブログの立岩さんの本で、この応答が紹介されていました。

で、前のブログで榊原さんの本のメモを残し、その上で、この書評とリプライを読んだコメントです。それぞれの本にコメントしていますので、このメモは焦点を絞ったメモにとどめます。

#### (1)障害の同定・定義を巡る議論

さて、立岩さんとわたしの応答は、わたしの立岩本の読書メモで続けているし、出された単行本はだいたい読んでいます。で、榊原さん批判で、わたしも抱いている共通の思いの一つ、「障害の同定をしない、定義をしない」という立岩さんの論理が分からないということと、実は実際にやっているのではないかということです。そして、同定をしないと、医学モデルに引きずられていくということになります。榊原さんは医学モデルに与しないとして、「社会モデル」も批判し、一応自己のモデル、「自己塑成モデル」を出されています(モデルという言葉は使われていませんが)。異別処遇を求めるところで、独自の障害のモデルで、それなりに貫いて、貫こうとされて障害ということばが使われています。ですが、これはベーシックインカム・基本所得保障の概念をこえた、わたしも突き出している「基本生活保障」というところの要求になっています。すでに、立岩さんはベーシックインカムという議論を出され、本まで出されているので、それにコメントして、立岩さんは市場経済はなくならないということを前提にした議論をしていくとされているので、ベーシックインカムは資本主義を崩壊させる内容をもっているので、市場経済の枠内で議論をしていくという前提と矛盾しているのではと指摘していました。

#### (2)障害のモデルについて

そもそも、「社会モデル」は、障害の医学モデルという、「障害者が障害をもっている」という規定に、「社会が障害をもっている」という反転という内容をもっていたはずですが。これはオリバーの有名な「障害者」と「社会」を置き換えて、反転させた質問を出したことに端的に表れています(それはイギリス障害学第一世代総体からとらえると、一面かもしれないのですが)。だから、障害の規定をしないとしていた立岩さんが「障害の社会モデル」をとりあげること自体に疑問をもってしまいました。そのような議論に加わらないとならざるを得ないのです。

さて、逆に、榊原さんは立岩さんの理論の意義ということ、きちんと押さえていないのではと感じてしまいました。立岩さんの論攷の中心には、「できる—できない」ということを脱構築する、しようとする試みがあります。それは、わたしなりの言葉化も含んで押

さえてみますが、それは、第一に、「できる—できない」がなぜ問題になるのか、第二に、どのような「できる—できない」が問題になるのか、第三に、その「できる—できない」が、なぜ独りで「できる—できない」ということで問題になるのか、ということになります。そのようなことを論考する中で、障害問題の根底に「できる—できない」を巡ることがあるとして、そこから障害ということ、そして **impairment** 自体を脱構築しようとしているのだと、押さえています。

### (3)身体について

榊原さんは他の差別と区別する必要がある(なぜ、必要なかということが別の議論として必要です)、身体に関わる差別という規定されているようなのです。そこでの、立岩さんからの批判が出ています。そもそも、デカルト以来の近代知の地平の、身体(肉体)と精神に二分法があり、身体概念があいまいになっていることがあります。そこで、「精神障害」「発達障害」「知的障害」ということはどうなるのか、今、どちらも、自己責任論から逃れる指向をもって、「脳の中の障害」として突き出そうという動きがあって、それだと「身体」という概念でくくれるのですが、そもそも医学モデルの因果論に逆戻りです。そもそも、「社会モデル」がなぜ **impairment** をかっこでくくったのかという地平を押さえ直す必要があると思います。当人たちにそういう哲学的な押さえがあったのかどうか分からないのですが(ひとは知らずにそれを行うという類いのことかもしれません)、これは現象学派のエポケーという手法で、問題の「本質」をとらえるための手法です。それを脱構築派の脱構築の概念と、フェミニズムの性差そのものの脱構築に進んだこと、先例にならえば、**impairment** 自体の脱構築へ進むことです。さて、榊原さんはむしろイギリス障害学の第二世代が行っているように **impairment** を突き出す構えになっています。そのことの是非は後述します。

さて、身体論に話を戻すと、近代知の身体論が使えないとして、そもそも実体主義的世界観を超える身体論は「関係の分節としての身体」という提言がなされています。わたしは身体論まで論考を進みえていないのですが、実体主義批判(榊原さんも、ことばだけとりあげられている物象化批判の中身ですが)、網に対する網の目としての身体ということ(わたしが認識論的に影響を受けた廣松渉さんの理論です)。実体主義は、要素が集まって全体を構成しているという考えですが、それに対して要素を実体的にとらえることを排して、網を関係性総体としてとらえたときの、要素をとらえられることは網の目であって、網の目は網を離れては存在しないというとらえ方です。で、網という言い方も物象化した言い方になっていて、網を構造として実体的にとらえると構造主義の陥穽にあたるのです。榊原さんも実体主義批判の指向性があるところで、「束」という概念を出されています。これはマッハの「感覚の束」という概念につながります。今、すべての学においてパラダイム転換ということが進んでいて、その中で、もっともわかりやすいパラダイム転換は、物理学のニュートン力学から量子力学への転換です。その転換に重要な役割をマッハが担ったと言われています。

それでいくと、榊原さんの理論を身体を「ニーズの束」というとらえ方に開いていく途はあると思います。これについては次項の榊原さんの障害概念「自己塑成的障害論」について」で更にご書きます。

その前に、わたし自身の当事者性の「吃音者」(と規定される立場から)身体に関わる、こ

とでコメントしてみます。「吃音の素因論」ということがあり、北米あたりを中心に自己責任論からののがれようという思いもあって、「脳の中の障害」とか、遺伝子研究とか出ています。そもそも、初期の「吃音学」の「吃音」規定で、「非器質性の言語障害」ということがあり、「吃音者とは、吃音的話行為を習得した者」という学習説の規定もあったのです。これは方言の問題や言語の違いによるコミュニケーション障害の問題にも通じていきます。そもそも医学モデルから「社会モデル」へのパラダイム転換というときに、医学モデル的、旧来の実体主義的「身体」概念から離れて、「社会モデル」障害概念として、情報障害、コミュニケーション障害、物理的アクセス障害、社会的資源から切断されることによる障害・・・とか出していくことで、そこでは、旧来の実体主義的「身体」概念も脱構築できたことなのです。

さて、榊原さんは「グレーゾーン」という言い方をしていますが、医学モデル的に引きずられているのではないかと思います。もちろん、「軽度障害」「重度障害」ということを医学モデル的なところでなく、排除というところから、排除の軽度、軽度というところからとらえかえそうとしているので、医学モデルから脱しているとは思いますが、このあたりは、わたしはマージナルパーソン論(どこに自分の準拠枠を置くのかという、心理的マージナリティの問題)から、とらえ返そうとしています。実はこのことは、差別の形態論で、榊原さんが抑圧型の差別を抜け落として、排除型の問題でとらえているので、医学モデルからの離脱があいまいになっていっているのではという押さえをわたしはしています。

#### (4)「自己塑成的障害論」について

さて、「自己塑成的障害論」のイメージがよくつかめません。榊原さんに実体主義批判があって、実体的差異を脱構築するという思考があるのに、異別処遇を求めるとして、むしろ他の差別から障害差別を区別するために、身体的差異を問題にしているようなのです。このあたり、イギリス障害学の第二世代のモリスあたりの論につながっているのではないかと思います。ですが、モリスの論は医学モデルへの舞い戻りになっているのではとわたしは考えています。実は、前項の身体論からとらえ返すのですが、そもそも異別処遇を求めるところを、ニーズの異化というところを押さえようとしているところで、身体をニーズの束というように押さええていくと、医学モデルからの脱出の途もあるのだと思います。ところが、そもそもニーズに(「社会」は)なぜ応えねばならないのかという反論が出てきます。このあたり、そもそも権利条約の「合理的配慮」なる概念を「障害者運動」サイドのひとたちもほとんど受け入れたことにつながっています。そもそも誤訳もあるのですが、「配慮」とか「過度の負担にならないように」とかいうのは、異別処遇が福祉という概念で、福祉は恩恵でしかないということにおとしこめられていきます。

これはUPIASが、障害年金のような給付制をパターンリズムと批判していたこととつながっています。

そもそも、ニーズを求めていくひとつの途として、人権論があるのですが、榊原さんも立岩さんもその論拠はとられていません。それはキリスト教文化圏の架空の論理であり、人権論がこの社会の根源的差別、労働力の価値を巡る差別を、それは区別であり差別ではないと規定しているところから発していると思えます。論件を先取りしてしまいました。

ニーズということで押し切れないのは、この社会の差別の根底には労働能力の価値を巡

る連綿とした差別があり、そして障害差別はその極としてあるのです。ですから、そこから、その社会の価値観・世界観から、労働能力は労働者個人がもっているという論理になり、同じように障害は障害者がもっているという医学モデルから抜け出せないのです。実際に、各国の障害者差別禁止法も、医学モデルから抜け出せていないのです。権利条約の批准に合わせて、日本の国内法の法整備の過程で、官僚から「社会モデルに基づいた改正と法律を作った」という戯言が出ていましたが、障害という概念とは別に障壁ということばを継ぎ足し、環境要因も取り入れた医学モデルに落とし込めたのです。医学モデルが覆されるときは資本主義が、市場経済が崩壊するときなのです。近代知の実体一属性という実体主義、能力は個人が持っているというところでの論理が壊れれば、資本主義は崩壊します。

さて、榊原さんは異別処遇ということを求められているのですが、異別にしない同一処遇の中に納める議論も出ています。異別ということは、サラマンカ宣言の「特別のニーズをもった子どもたちと」いうことにつながるのですが、そのサラマンカ宣言の「特別」ということを巡って議論が起きていました。それは、そもそも教育なり、子どもに対する処遇なりは、ひとりひとりのニーズに合わせたことが必要で、そういう態勢がないから「特別」というとらえ方をしてしまうのではないかということです。

さて、榊原さんはその論攷をとらえると労働参入志向なのですが、そもそも労働とは何かというところで、労働自体を脱構築する論攷が出ています。わたしもそれに参画しています。青い芝も、「労働は悪だ」という突き出しをしるひともいましたし、労働概念を突き崩す、「介助を受けるとき、腰を上げるのも労働だ」という突き出しもしていました。このあたり、わたしは労働の廃棄、労働を仕事にという突き出しをしています。

さて、もうひとつのニーズの問題があります。それは給付制度の問題です。

で、障害問題でも、ベーシックインカム議論が起きてきました。これでいくと、異別処遇でなく、同一処遇という概念に含みえます。

榊原さんの異別処遇をもとめるとい論理を膨らませていくと、ベーシックインカムを超えた、基本生活保障という概念にいたりつきます。ですが、特別を特別としない、みんなにニーズに応じた生活保障をという理念としては同一処遇になります。立岩さんは、ベーシックインカムに関して本を出されたときに、ベーシックインカムを文字通りにすると、それは資本主義社会を覆すことになり、わたしはそれは立岩さんが「市場経済はなくならない」として、現社会の枠内での議論とされていることからみ出す議論ではないかと文を書きました。それからというところ、ニーズに応えるとなると、それは「必要に応じて取る」というマルクスが描いた共産主義の社会になります。

##### (5) 現在社会の分析の必要性

さて、わたしはいろいろな問題を押さえるのに、その今の社会がどういう社会なのかの分析をきちんとしないと、そもそも自分がやろうとしている分析自体をとらえ損なうと感じています。原理的な問題と運動的にどういように開いていくのかという問題があります。そうでないと、こういう考え方もできるということを示しても、ではそういう考え方が、極めて少数者の意見にとどまっているのかも分かりません。また、下手をすると気持ちの持ち方を変えることによって、問題が解決するような錯誤の言説を振りまくこと

になります。

今、ここで問題になっているのは、そもそもなぜ、「障害は「障害者」がもっているもの」として異化するのか、ということを押さえないと、医学モデルから脱することできません。それは、すでに書いているように労働能力を個人がもっているものとしてとらえるところの延長線上にあることで、「能力を個人を持っていることとはとらえない」（これは竹内章郎さんも『いのちの平等論』で突き出していることです）というところから能力の脱構築をはからねばなりません。

この社会は共同幻想とごまかしで成り立っています。そもそも政治の前提として語られる国家ということ自体が共同幻想です。ごまかしをあばき、その矛盾がはっきりすれば、この社会そのものが崩壊し、新しい社会が作れるのかもしれないのですが、ことはそんなに簡単ではありません。現実的にということ、実は、どっちのごまかしに乗るのかという議論になっていくのです。恩恵としての福祉としての年金制度か、一部の者の労働への参入をはかるのかということ、どちらにしてもそこにスティグマの貼り付けはあり、「社会参加」ということばには、自分たちも競争に参加させろとか、差別する権利を与えとか言う論理さえはらんでいます。

そもそも「障害者運動」は現実の社会状態に合わせて自己規制をしているのが、法制度的な要求や「異別処遇」を求めるときには(要求を現在社会の法制度に合わせるために)、「合理的配慮」という概念を持ちだしたのではないかとわたしは押さえています。間接差別という概念にも、差別の構造から出てきている差別として、わたしは押さえているのですが、どんどん、現在社会の分析をネグレクトしていくことで、差別の構造そのものを問題にしていくということまで問題にしない論攷になっていっています。

「市場経済はなくなる」とか、現在の社会の枠組みから論じていくとしたのでは、障害問題は解決不可能になるのです。せいぜい、パターンリズムにすがって、少しでも生きやすくするという、パターンリズムという差別を受け入れざるをえなくなるのです。これは差別の問題でよく語られるアンクルトムの物語です。

このことから、榊原さんの「異別処遇を求める」というところも、結局、労働においては総体的相対的に能力が劣るとして、差別から逃れえないし、給付金制度においても、スティグマを貼られることと引き換えに受給されるというところで、差別の構造から抜け出せません。「障害者」も現実的に生きて、活動していかななくてはなりません。で、「現実的に」というところで、そこに埋没してしまわないところでの、現在的に解決していかなければならない—少しでもできることと、もっと根本的に解決していけることを分けて—活動していくことが必要になっています。それに寄り添う学も、運動のただ中から学的な活動も、そのようなところで、きちんと押さえた活動が必要になっているのだと思います。

#### (6)差別語・差別表現について

今回のこの応答、何か榊原さんが学者の途を進んでいるにしては「学的な冷静さ」を欠いているなど感じていたのですが、「障害者運動」に寄り添う立場で論攷を張っていた立岩さんが、信じられないようなことばを使っていることで、当事者の怒りのようなことがこのリプライの基底にあるのだととらえられました。

今、差別の問題がゆるんでいます。差別という言葉を使うこと自体が憚られる、さらに

タブーになっていくかのような感さえあります。差別語の指摘もしにくくなっています。そもそも当事者が開き直り的にあえて差別語を使うということに関しても、そこで仲間の中で反差別にきちんと立ちえないまま傷つくひとがいる、そこで開き直るということを示すために、そこでもあえて差別語を使うということと、その開き直りがあいまいなまま、差別語を使っているという事態が生まれています。そして、障害差別の長い歴史の中で、医学モデル的なところで差別が蓄積されてきたところで、被差別の当事者性のズレということは大きく、他の「障害者」の被差別の問題で、差別する側になりかねないという問題もあります。わたし自身も、まだまだ対象化できていないことも多く、きちんと心して反差別の連帯を求めて、改めて差別語・差別表現の問題を考えていきたいと思います。

この応答の二人は障害学の論客ですが、学者の世界が、受難の時代に入っています。特に、政治批判の内容を持ってしまう学の領域では、生活自体がなりたたなくなるという事態も起きているのではと思えます。で、特にマスコミに露出するためには、客観的なものを要求されるという中で、学の論理性客観性が、客観主義に陥っていく恐れもでてきます。あくまで、「障害者運動」に寄り添う立場、当事者の立場を崩さないでほしい、と願っています。とりあえずは制約を受けないわたしは、その立場性を活かして、論を掘り下げていきたいと思っています。いろいろ対話できたらと願っています。

たわしの読書メモ・・ブログ 489

・立岩真也『病者障害者の戦後—生政治史点描』青土社 2018

立岩さんの二冊の本が2018年の年末に出されました。立岩さんの学のテーマの軸に、「障害者」の存在を否定するような論攷を批判するということと、「障害者運動」の歴史—「障害者」の生をとらえ返すということがあり、ブログ486の本『不如意の身体—病障害とある社会—』青土社 2019が前者で、この本が後者です。立岩さんの著にはALSのひとたちをとりあげた『ALS 不動の身体と息する機械』医学書院 2004があります。今回のこの本は、筋ジストロフィーのひとたちを軸に、医者・学者の、行政側の福祉の切り捨てにのってしまう構図や、他の障害問題での態度との乖離という問題も含めての論攷、そしてちゃんと歴史を押さえられないところから来る、同じ轍をふむところでの繰り返しがおきてくること、そのことを押さえたところで歴史を、そして情報収集をきちんとしていく必要性を問うています。治すことへのとらわれについては、難病のひとたちの、他の「障害者」との「違い」としては、病気と命の問題があるかどうかの大きな問題があります。また、行政の対応で生活が一変していく構図があり、かつては「鶴の一声」的なところで決定していったところもあり、そういうところで政権が福祉総体の抑制や切り捨てをしても、政権に頼り、政権が維持していく図式があります。ですから、長期的課題と短期的課題ということを押さえつつ、社会変革のうねりを突き出していくことです。

著者はこの本で、著者の職場の立命館大学大学院先端研でやっている膨大な資料集・解析への参加と協力の呼びかけもしています。院生や研究員というところでのその膨大な作業とその集積が、今後の学的なところへの果たす役割は大きく、どのような形で開いていくかの期待を持っています。それは運動のための資料にもなっていくのではとも思っています。

ます。

いつも切り抜きメモを残しているのですが、今回はパソコンの検索機能を使うためのキーワード的なメモにとどめます。

同情 150P

アメリカと日本の違い 152P

成果でない 159P

「争わない」としたこと、60P・・・そもそも体制に飲み込まれていく、そこに親・医者と当事者の立場の違い、212Pのイデオロギーの問題にも通じる

親と施設の関係 160P

脳性マヒを治すこと 198P・・・「吃音者」の多くが、治すことにこだわり続ける立場イデオロギーを排するのイデオロギー212P

付度と国家主義←立岩さんの批判 242P

施設化、病院化、医療化 258P

学術的に客観性として、あいまいにして、折衷的になっていく問題(それでも寄り添う姿勢)・・・自宅の介助態勢がつかれること、けれど態勢がつかれない現社会での過程もある  
266P

社会モデル 275P

時代もつかめる 335P

歴史を押さえる必要 426P

「暗さや敵意が向けられるものを腑分けしていく」 430P

「異形に関わる嫌悪や反感」 430P・・・メンミの「異質性嫌悪」に対するわたしの批判、それ自体を脱構築していく必要

「障害」を治す歴史・・・辿る必要 431P・・・「吃音」の問題

最初の有効なことが極端になっていく 432P

パターナリズムの(一定の)肯定 433P・・・パターナリズムはそもそも差別だけど、あからさまな嫌悪よりもまし、「現実的に」というところで一定使えるという問題では？ 「現実的には」というところの陥穽の問題もあります。

さて、この本を読みながら、わたしの「障害者」としての当事者性—「吃音者」の立場から、いろいろな思いを持ちました。

まず、歴史をきちんと押さえておかななくてはとの思いを持ちました。わたしが「吃音者」の団体に活動を始めたころ、事務所に会報が置いてあり、それを全部一応読みました。そういう資料というのは大切に、紙には保存期間があり、メディアに転換し保管していく作業は大切に、しかも、著者の大学院の生存学のテーマは多岐に渡ることに、一大資料センターになっていくことだと思います。当事者の立場では、一般的に資料を残していくということよりも、自分の問題意識に沿った研究というところで、意図的に資料の整理をしていくことになるのですが。

もうひとつ、立岩さんの「ないにこしたことはないか？」の話は、「吃音者」の団体が、「治す努力の否定」を突き出したことにつながっていきます。ですが、病気というところで、命に関わることで、「治す」というところへのこだわりは起きるにしても、そうでない



ところでの「治す」ことへの引きずられが、「吃音」で続いていますし、そして「治す努力否定」自体も紆余曲折し、しかも「治す努力」から「気持ちの持ち方を変える努力」というところに転換しただけという状況です。このあたりは、抑圧型の差別の重さなのです。差別のマージナル・パーソン(心理的マージナリティ)の問題として押さえていくことが必要だと思っています。

さて、この本を読んでいて、介助の有償化と無償化など、いろんな選択の問題、どっちに転んでも出口が見いだせないという思いを強くしました。わたしは問題の分析をしていくとき、どういう方向に開いていくのかを考えると、現社会の論理に沿った範囲で分析をしていっても袋小路におちっていくのではと思います。介助にお金がでるようになったというところで、介助保障が進むという側面と、それでも逆にお金が出ても、介助活動のこの社会における位置づけからして、他よりも低い「賃金」にしかならないということがあります。これはそもそも、この社会では労働ということが第一義的におかれ、家事ということがシャドーワークとしてしかとらえられなかった歴史性と現実の中で、商品生産活動—労働が第一義的におかれると、家事や個人的営為への介助活動は「余剰価値を生まない経費—負担的活動」としてしかならなかったわけで、それを労働化しても、元々この社会の論理からしての性格で、家事労働が労働よりも高い賃金を得ることがないように、介助労働は高い賃金になりません。そういう中で、ベーシックインカム議論が出てきたのです。ですが、ベーシックインカムは、それが原義的なところでなされるなら、この社会を崩壊させる論理です。わたしが最初にベーシックインカムの言葉を知ったのは、ネグリ／ハートの『<帝国>』ですが、これは構造改革的革命論としてあったわけで、そのような意味で、ベーシックインカムを求めるのですが、これだと介助のことが含まれず、「基本生活保障」ということを「障害者運動」は求めるわけです。実は、これはマルクスが突き出した「必要に応じて取る」という共産主義の論理なのです。だから、ベーシックインカムの流れの議論をするときは、「市場経済はなくなる」という枠組みをはずさないのです。

だいぶ脱線しました。ですが、障害問題を考えて行くと社会のありようが問題になっていくということでのいろんな思いがでてきたのだとも言い得ます。

### (編集後記)

◆今回は、少し遅れました。巻頭言の内容で、統一地方選挙に関わることがあったので、前回編集後記に書いていた内容ですが、それに影響が波及しないようにと、余計な気遣いをしていました。結局、ほんとうに余計な気遣いになって、遅れてしまいました。

◆巻頭言、「ハラスメントについて」という文を書き出していたのですが、結局運動に及ぼす影響ということで引いて、差別の問題で、『通信』73に書いた「『個別的利害の対立』と『個別的利害と普遍的利害の対立』にひとつの事例を増やした」という内容になってしまいました。

◆弁証法では、「批判とは対話」ということがあり、論的な深化を求めている対話が必要だか

からこそ、批判をきちんとしたいという、わたしの思いがあるのですが、それは運動的な観点なのかもしれません。学者のひとたちの中には、自己顕示欲というところで学をしているひとたちには、批判されると論理性をかなぐり捨てるような感情的反発をするひともいて、話がかみ合わなくなります。また、一応運動に関わっているひとたちも、運動の相互批判から論的深化ということが通じず、そういう場合は運動ではなくて自己表現・自己顕示運動になってしまっているようなのです。更に、被差別者は、自分の存在が否定されてきたところから、批判を自分の存在が否定されるというような感覚にとらわれて感情的な反発になります。どういう形で対話が可能なのか、考え続けています。

◆文を書いていると、かつて、思春期の優生思想にとらわれ厭世感にとらわれていたときの、「自己嫌悪感の塊」のようなことが、首をもたげてきます。文を書いて、読み直していると、なぜこんな伝わらない文を書いているのかと、原稿を消去して、パソコンを潰してしまいたい思いに駆られるのですが、そもそも論的な深化と広がりのために書いていること、なんとか思い直して校正をして、発刊を続けています。

◆「読書メモ」は、立岩障害学で昨年末に出された本を巡っての対話という内容になっています。もう一回遅れの掲載になっていて、学習を始めているのですが、次回から、歴史学習に入ります。なぜ、歴史学習なのかということですが、この間、戦争とファシズムの危機のようなことを感じて、アベ政治の批判をしてきたのですが、その運動に参加しているひとたち、参加というより引っ張っていた人たちの中から、「社会は変わらない」「市場経済はなくなる」というメッセージが出てきていました。そもそも、そんなことを言い始めると自分たちの運動の首を絞めることになるのですが、それは過去の社会変革志向の運動の軸としてあったマルクス主義の流れの中での、ロシア・東欧の「社会主義国家が崩壊した」と言われる事態になり、そして東アジアの共産党政権が、資本主義経済でしかない経済体制に陥る中で、「社会主義」は敗北したということが言われ、マルクス葬送という流れが形成されてきて、「市場経済はなくなる」ということをいうひとたちが増えていきます。更に功利主義的なことがはびこり、学者受難の時代になっています。一般的にマルクスの思想を継承発展させようとしているひとたちの間で言われるようになったこととしては、ロシア革命の「社会主義建設」は、新経済政策をとり入れた時点で敗北した、更に、今、読んでいる本の内容を先取りして書くと、革命の主体として躍り出たボリシェビキが、民族問題と農業問題をきちんと押さえられなかったところで、革命の初期の段階で、中央が地方の少数民族地域を軍事的に抑えこんだところで、ソヴェート運動が党の支配の運動に変質していき、ロシア革命は敗北したのだと言い得るのではないかと思っています(中央と地方の関係は、産業構造で工業が農業を支配していく構図にもつながっています)。それ以降は、「社会帝国主義」や「国家独占資本主義」でしかなかったことで、成立しなかったことを崩壊したとしてとらえることから、資本主義のイデオログたちの宣伝にのってしまっているのだとも書きえます。このあたりのことを歴史研究の中で検証しつつ、改めて反差別というところから、新しい社会を作り出していく運動の理論を形成していきたいとも思っています。

◆ホームページの整理と充実にとりかかっています。なんとか5月には読みやすい、検索しやすい、ホームページにしたいと思っています。

## 反障害－反差別研究会

### ■ 会の方針

「障害とは何か」というところでの議論の混乱が、「障害者運動」の方向性を見出していく作業を妨げています。イギリス障害学が障害の医学モデルから「社会モデル」への転換をなそうとしました。しかし、もう一段掘り下げた作業をなしえぬまま、医学モデルへの舞い戻りという事態が起きているようです。また、各国で差別禁止法とか「解消法」が作られています。そこでのモデルは結局医学モデルでしかない状態です。この会でやろうとしている議論・研究は、障害問題を解決していくための「障害者運動」のための理論形成のためにあります。会としては「社会モデル」から更に、関係モデルへの転換を提起しています。実は、日本の「障害者」の間では、既にこの議論を先取りするような議論もなされていきました。そのことが整理されないままになっています。改めてそれらのこともとらえ返しなが、議論をすすめて行きたいとも思っています。また、障害と差別はかなり重なる概念です。他の反差別運動の中での議論や認識論的議論も織り込みながら、議論を進め理論形成していきます。そして、「差別はなくなる」とか「社会の基本構造は変わらない」という意識が、今のこの社会を覆っていきます。そういう中で、今の社会の枠組みに限定した議論になっていき、そのことが論の深化を妨げる事態も生じています。だから、過去の社会をかえようという運動の総括も必要になっています。そのことにも、差別ということをキー概念としなが議論していきたいと考えていきます。

### ■ 連絡・アクセス先

Eメール [hiro3.ads@ac.auone-net.jp](mailto:hiro3.ads@ac.auone-net.jp) (三村洋明)

反障害－反差別研究会 HP アドレス <http://www.taica.info/>

「反障害通信」一覧 <http://www.taica.info/kh.html>

反差別資料室 C <https://hiro3ads6.wixsite.com/adsshr-3>

ブログ「対話を求めて」 <http://hiroads.seesaa.net/>